第五十九条の見出し及び同条第一項中「河川情報対策室」を「河川情報企画室」に改め、同条第二項第一号中「関すること」の下に「（河川情報企画室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　河川情報企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備並びに地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設に関する中長期的な計画の企画及び立案に関する事務のうち国際関係に係るものに関すること。

二　河川等及び海岸に関する事業に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務のうち、気象、水位及び地形に関する情報その他の情報の収集、処理及び提供に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

第五十九条第五項中「河川情報対策室」を「河川情報企画室」に改める。

第六十条の見出し中「流水管理室及び流域治水室」を「河川保全企画室及び流水管理室」に改め、同条第一項中「河川環境課に、」の下に「河川保全企画室及び」を加え、「及び流域治水室」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　河川管理施設の管理に関すること（治水課の所掌に属するものを除く。）。

二　河川区域内の土地の占用の許可その他の規制に関する事務のうち、技術的審査に関すること（流水管理室及び水利技術調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　洪水予報、特別警戒水位及び水防警報に関すること。

3　河川保全企画室に、室長を置く。

第六十一条の見出しを「（事業管理室及び流域治水室並びに治水企画官、技術調整官及び河川整備調整官）」に改め、同条第一項中「河川保全企画室及び」を削り、「並びに河川整備調整官」を「及び流域治水室並びに治水企画官、技術調整官及び河川整備調整官それぞれ」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項第一号中「河川環境課及び」を削り、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4　流域治水室は、流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関するものをつかさどる（水政課及び河川計画課の所掌に属するものを除く。）。

5　流域治水室に、室長を置く。

6　治水企画官は、命を受けて、治水課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

7　技術調整官は、命を受けて、治水課の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第六十二条の見出しを「（治水課）」に改め、同条第一項中「治水課」を「河川環境課」に改める。

第六十三条の見出しを「（砂防管理室及び地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官）」に改め、同条第一項中「砂防管理室」の下に「及び地震・火山砂防室」を加え、「及び火山・土石流対策官それぞれ」を削り、同条第五項を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　地震・火山砂防室は、土砂災害（地震によるものに限る。）及び火山災害の防止に関する企画及び立案、調整並びに指導に関するものをつかさどる。

5　地震・火山砂防室に、室長を置く。

第七十一条中「地方道・環境課」を「環境安全課」に改める。

第七十二条中見出しを「（有料道路調整室）」に改め、同条第一項中「有料道路課に、有料道路調整官一人」を「高速道路課に、有料道路調整室」に改め、同条第二項中「有料道路調整官は、命を受けて」を「有料道路調整室は」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「に係る特定事項」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「に関する特定事項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　有料道路に関する事業に関する事務のうち、既存の有料道路の有効活用に関する施策に関すること。

第七十二条に次の一項を加える。

3　有料道路調整室に、室長を置く。

第七十七条の見出し中「住宅瑕疵担保対策室」の下に「並びに住宅ストック活用・リフォーム推進官」を加え、同条第一項中「住宅瑕疵担保対策室」の下に「並びに住宅ストック活用・リフォーム推進官一人」を加え、同条第二項中「関するもの」の下に「（住宅ストック活用・リフォーム推進官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

6　住宅ストック活用・リフォーム推進官は、命を受けて、住宅のリフォームに関する新工法及び施工技術の指導及び助成に関する事務その他の住宅ストックの活用及び住宅のリフォームに関する事務（住宅瑕疵担保対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第七十八条の見出し中「建築安全調査室」を「建築業務監理室、建築安全調査室」に改め、「及び建築業務監理官」を削り、同条第一項中「建築指導課に」の下に「、建築業務監理室」を加え、「及び建築業務監理官それぞれ」を削り、同条第七項を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項第一号中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　建築業務監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）若しくは建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）又はこれらに基づく命令に基づく国土交通大臣の指定、認証、承認、登録又は免許を受けた者がこれらの法律又は命令に基づき行う業務の適正化に関する調整、指導及び監督に関すること。

二　争訟に関すること。

3　建築業務監理室に、室長を置く。

第八十一条を次のように改める。

（新高速鉄道企画官）

第八十一条　幹線鉄道課に、新高速鉄道企画官一人を置く。

2　新高速鉄道企画官は、命を受けて、中央新幹線の整備その他の全国的な高速輸送体系の形成に資する幹線鉄道等の整備に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第八十三条の見出しを「（駅機能高度化推進室及び旅客輸送業務監理室並びに地域鉄道戦略企画官及び輸送障害対策推進官）」に改め、同条第一項を次のように改める。

鉄道業務政策課に、駅機能高度化推進室及び旅客輸送業務監理室並びに地域鉄道戦略企画官及び輸送障害対策推進官それぞれ一人を置く。

第八十三条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　駅機能高度化推進室は、既存の鉄道等の用に供する施設（旅客の乗降、待合いその他の用に供するものに限る。）の機能の高度化の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　駅機能高度化推進室に、室長を置く。

第八十三条に次の一項を加える。

7　輸送障害対策推進官は、鉄道等による輸送の障害時における旅客の利便の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。